

## 川辺町里地里山整備団体補助金交付要綱

令和5年4月3日

告示第44号

### (目的)

第1条 この要綱は、町民で構成する団体で実施する農業用資源及び山林資源の基礎的な保全管理活動に要する経費に対し川辺町里地里山整備団体補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、農林業の生産の場のみでなく、良好な景観や様々な生物の生息の場、災害防止など各資源の持つ多面的機能を維持し高めることを目的とする。

### (適用例規)

第2条 補助金の交付に当たっては、川辺町補助金等交付規則(平成29年川辺町規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱による。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業用資源 農地、採草放牧地、農業用排水施設、農業用道路、ため池等の農地、農業用水等の適切な確保又は有効利用に必要な資源をいう。
- (2) 山林資源 集落周辺の低山地域の雑木林などで町民が生活する上で適切な保全管理活動を必要とする資源をいう。
- (3) 保全管理活動 町内の農業用資源及び山林資源の保全に係る除草、清掃、長寿命化のための補修、樹木の伐採等を行う活動をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する者が3名以上で構成する団体であること。
- (2) 所有者等による管理がされておらず、またその見込みのない町内の農業用資源及び山林資源の保全管理活動を行うこと。
- (3) 前号の保全管理活動が公共の利益に資すること。
- (4) 他の機関又は制度において、同種の補助金を受けていないこと。

### (補助金の額)

第5条 補助対象経費及び補助金額は別表のとおりとする。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、活動開始予定日の14日前までに川辺町里地里山整備団体補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が必要でないと認めたときは、その一部を省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 保全管理活動を実施する箇所を明示した位置図(予定箇所)
- (4) 実施設計書又は図面
- (5) 実施予定箇所の写真
- (6) 参加予定者名簿
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、川辺町里地里山整備団体補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知するものとする。

(計画の変更)

第8条 補助対象者は、当該事業計画に変更があった場合は、川辺町里地里山整備団体補助金変更承認申請書(様式第3号)に関係書類を添えて提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な事業計画の変更についてはこの限りでない。

第9条 規則第6条の町長が認める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助事業に係る経費の変更が、3割未満又は1万円未満の場合
- (2) 事業実施箇所を変更しない場合

(実績報告)

第10条 補助対象者は、当該事業完了後30日又は当該事業申請年度の3月31日のいずれか早い日までに速やかに川辺町里地里山整備団体補助金実績報告書(様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添えて報告するものとする。ただし、町長が必要でないと認めたときは、その一部を省略することができる。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) 保全管理活動を実施した箇所を明示した位置図(実施箇所)
- (4) 完成図面

- (5) 活動及び完成写真
- (6) 領収証の原本
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定通知)

第11条 町長は、前条による報告を受理したときは、その内容を審査し必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し、川辺町里地里山整備団体補助金交付額確定通知書(様式第5号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 補助対象者は、前条の規定による補助金の確定通知後に、川辺町里地里山整備団体補助金交付請求書(様式第6号)により、町長に請求するものとする。

(現地調査等)

第13条 町長は、補助対象者に対して当該申請に係る補助事業の成果が補助事業の目的及び内容に対し適正であるかどうか調査するため、事業完了後において現地調査等を行うことがある。

2 補助対象者は、前項の現地調査等に協力するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月3日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象経費		補助金額
購入・レンタル料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に係る消耗品、燃料代</li> <li>・機械レンタル料</li> <li>・交付手続に係る写真印刷代</li> <li>・補修資材</li> </ul>	10分の10以内の額。ただし、同一団体1年度当たり、10万円を限度とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動参加者に提供するため社会通念上認められる飲料代</li> <li>・活動に際して傷害保険及び賠償責任保険に加入した場合の保険料</li> </ul>	